

# 神戸市立南五葉小学校いじめ防止等のための基本的な方針

## はじめに

南五葉小学校は、児童が心穏やかに学校生活を送れるよう、安心安全な学校づくりを進めます。教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組めます。そして、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「南五葉小学校基本方針」という。）を策定します。

令和2年4月1日 改訂

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、南五葉小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を推進します。

また、本校の全児童が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

## 2 いじめの定義

いじめとは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 教職員の意識と責務

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- 児童と教職員の人権感覚を高めます。
- いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員は相互に積極的に児童の情報を交換して、情報の共有に努めます。
- 児童の日常の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- 「いじめは、断じて許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- 特に配慮を要する児童へは、背景を十分理解した上で適切な支援を行う。
- いじめを受けていると思われるときは、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援する。

#### 4 校内いじめ問題対策委員会

本校は、校長、教頭、生徒指導世話係、生徒指導部教員、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

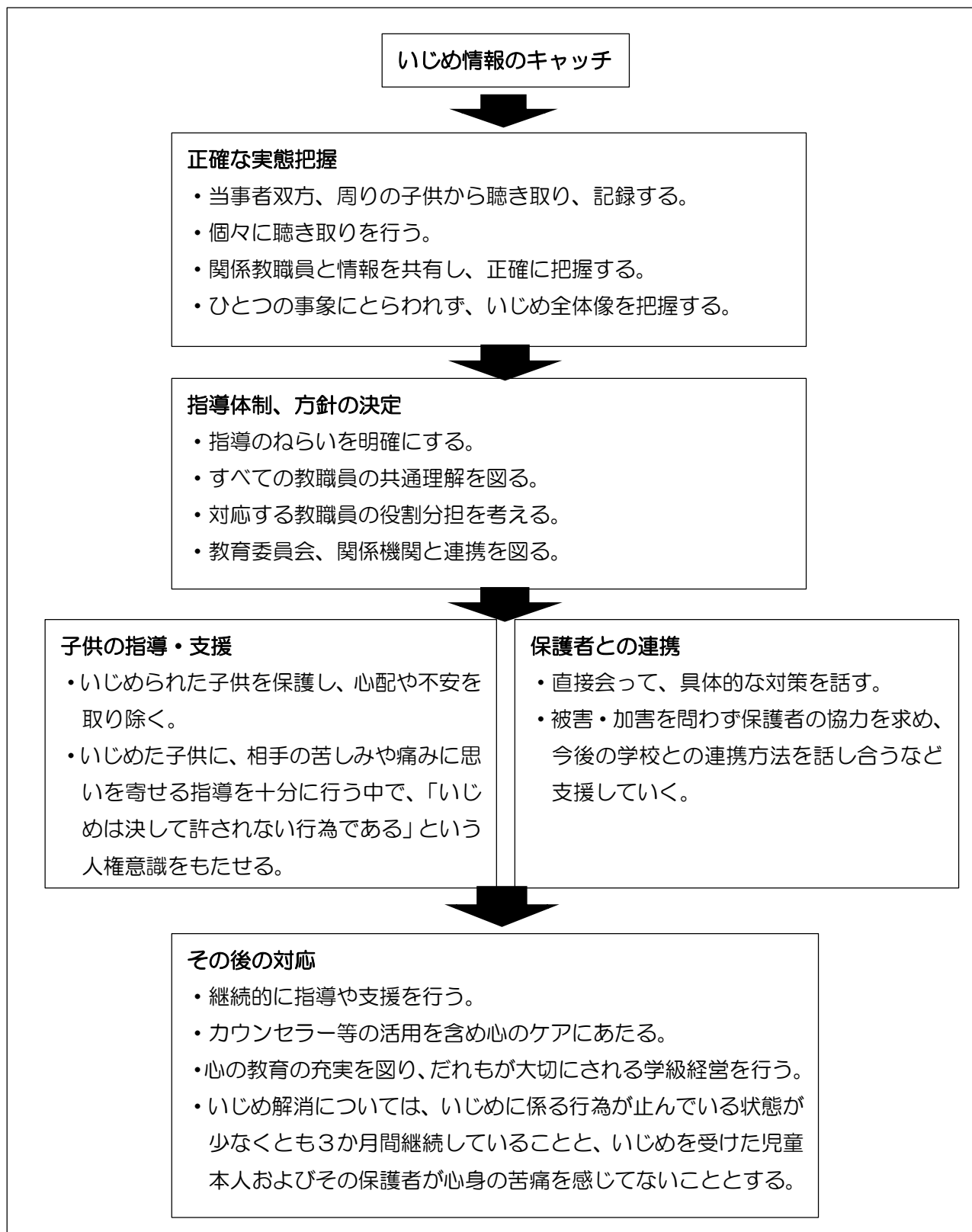
#### 5 いじめの未然防止・早期発見

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であると考えています。また、いじめは、早期発見が早期解決につながります。そのため、日ごろから児童との信頼関係の構築と見守りに努めるとともに、定期的な調査を行います。年間を通して予防的な取組を計画し実施します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	授業づくり 仲間づくり 生活習慣づくり 地域連携づくり 教職員集団づくり											
早期発見			心のアンケート実施					心のアンケート実施			心のアンケート実施	
職員研修等	職員会議(基本方針提案)	職員研修(児童理解)学級学年	アンケート分析	取組評価職員研修	職員研修			アンケート分析	取組評価		アンケート分析	取組評価

## 6 いじめへの早期対応

いじめの兆候が発見されたときには、問題を軽視することなく、早期に詳細を確認したうえで迅速かつ組織的な対応をします。

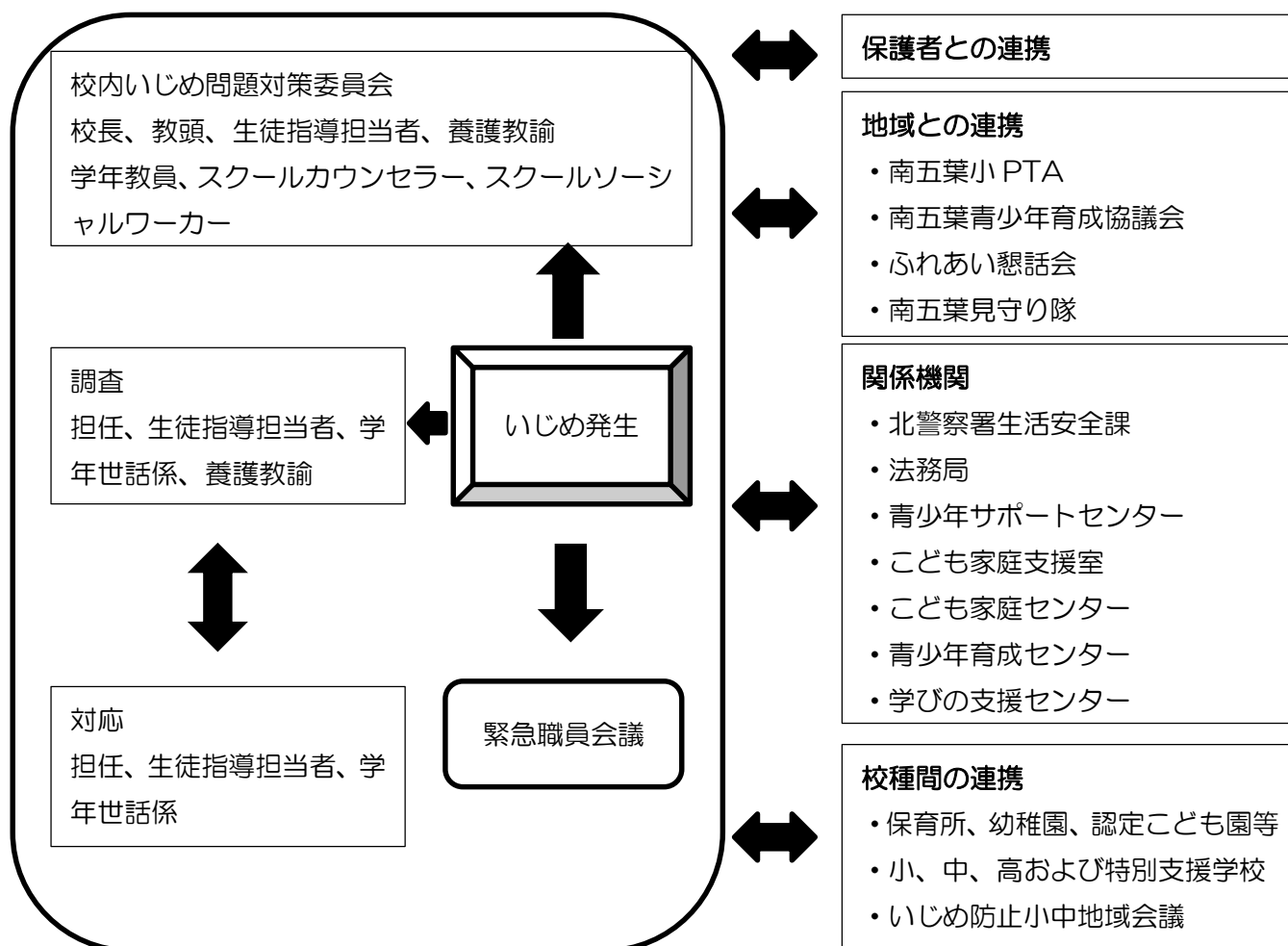


## 7 家庭や地域との連携

P T Aや地域の会合等で、いじめの情報を収集するとともに、学校のいじめの問題への取組について情報を発信します。

## 8 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難と思われる場合には、関係機関(警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関)と適切に連携します。平素から、関係機関と連携する体制を構築しておきます。



## 9 重大事態への対処

重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

## 10 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、南五葉小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。